

◎新潟県告示第294号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) スクリーニング法
- (3) リアルタイムPCR法

1 実施の目的

牛のピロプラズマ症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧牛
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 血液検査

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条の規定に基づく届出のあった死亡牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

豚のオーエスキーボの発生を予防するため

- 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

- 1 実施の目的
牛のアカバネ病の発生を予察するため
 - 2 実施する区域
家畜保健衛生所長が指定する区域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛
 - 4 実施の期日
令和3年6月1日から令和3年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

- 1 実施の目的
アフリカ豚熱の発生を予察するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) P C R法
-

1 実施の目的

豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) P C R法

(3) 血液検査

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) エライザ法

(3) 寒天ゲル内沈降反応法

(4) ウイルス分離検査
